

地方独立行政法人法施行細則及び職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

地方独立行政法人法施行細則及び職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(地方独立行政法人法施行細則の一部改正)

第1条 地方独立行政法人法施行細則(平成17年岩手県規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>(監査報告の作成)</u></p> <p><u>第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の役員及び職員</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</u></p> <p><u>3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</u></p> <p><u>4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>○</u></p> <p><u>(1) 監事の監査の方法及びその内容</u></p> <p><u>(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</u></p> <p><u>(3) 役員(監事を除く)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</u></p> <p><u>(4) 役員(監事を除く)の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</u></p> <p><u>(5) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p>

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 地方独立行政法人（以下「法人」という。）の定款に規定する業務に関する事項

(2)～(4) [略]

(中期計画の認可の申請等)

第3条 [略]

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第4条 [略]

(年度計画の記載事項等)

第5条 [略]

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）に規定する岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の規定により提出する事業報告書においては、法第25条第2項の規定により中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法人の定款に規定する業務に関する事項

(2)～(4) [略]

(中期計画の認可の申請等)

第5条 [略]

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第6条 [略]

(年度計画の記載事項等)

第7条 [略]

(業務の実績の報告等)

第8条 法第28条第2項の報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度	当該事業年度	(1) 当該事業年度における業務の実績
にお	業年度	。なお、当該業務の実績は、当該項目

<p>ける業 務の実 績及び 当該実 績につ いて自 ら評価 を行っ た結果 を明ら かにし た報告 書</p>	<p>に係る 年度計 画に定 めた項 目</p>	<p>が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期計画及び年度計画の実施状況</p> <p>イ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目 標の期 間の終 了時に 見込ま れる中 期目標 の期間</p>	<p>中期計 画に定 めた項 目</p>	<p>(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明</p>

<p>における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>		<p>らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況  イ 当該期間における業務運営の状況  ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由  イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策  ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況  イ 当該期間における業務運営の状況  ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号</p>

から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

ア 評定及び当該評定を付した理由

イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2 法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

(1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

3 法人は、前2項に規定する報告書を知事又は地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）に規定する岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（資産等の特定）

第9条 地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第3条第3項の規定により公示された地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章第87に規定する資産及び同章第91に規定する除去費用等の特定は、知事が、告示により行うものとする。

2 [略]

（事業報告書）

第11条 法第34条第2項の規定により規則で定める事項について

（資産等の特定）

第9条 地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第1条第3項の規定により公示された地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章第85に規定する資産及び同章第88に規定する除去費用等の特定は、知事が、告示により行うものとする。

2 [略]

ては、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

エ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

オ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

カ 非常勤職員の数

(2) 財務諸表（法第34条第1項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約

(3) 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の設備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

(4) 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(財務諸表の閲覧期間)

(財務諸表の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

第12条 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とする。

(会計監査報告の作成)

第13条 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員（監事を除く。）及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を

除く。以下この号及び次項において同じ。)が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(積立金の処分に係る承認の手続)

第14条 [略]

(積立金の納付の手続等)

第15条 法人は、法第40条第5項に規定する残余の額(以下「残余金」という。)があるときは、残余金に係る計算書に、法第25条第1項前段の規定により知事が定めた中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該中期目標の期間の最後の事業年度の損益計算書及びその他の当該残

(積立金の処分に係る承認の手続)

第12条 [略]

(残余金の納付の手続等)

第13条 法人は、法第40条第6項に規定する残余の額(以下「残余金」という。)があるときは、残余金に係る計算書に、法第25条第1項前段の規定により知事が定めた中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該中期目標の期間の最後の事業年度の損益計算書及びその他の当該残

余金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 [略]

(短期借入金の認可の申請)

第14条 [略]

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 [略]

(出資の認可の申請)

第16条 [略]

(長期借入金の認可の申請)

第17条 [略]

(債券の発行の認可の申請)

第18条 [略]

(償還計画の認可の申請)

第19条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成19年岩手県規則第19号)の一部を次のように改正する。

余金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 [略]

(短期借入金の認可の申請)

第16条 [略]

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 [略]

(内部組織)

第18条 法第56条の2第1号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの(以下「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後2年を経過した者を除く。以下同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第19条 法第56条の2第2号の規則で定める管理又は監督の地位は、職員等の退職管理に関する規則(平成28年岩手県人事委員会規則第11号)第22条に規定する職員が就いている職に相当するものとして知事が定めるものとする。

(出資の認可の申請)

第20条 [略]

(長期借入金の認可の申請)

第21条 [略]

(債券の発行の認可の申請)

第22条 [略]

(償還計画の認可の申請)

第23条 [略]

改正前

改正後



<p>(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)</p> <p>第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) <u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)</p> <p>第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) <u>第8条第1項第5号</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(5)～(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。